

(5) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況
該当事項はありません。

(6) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は次の20社であります。

- (1) アイデックコントロールズ(株)
- (2) IDECパワーデバイス(株)
- (3) IDECオプトデバイス(株)
- (4) (株)アイ・イー・エス
- (5) (株)朝日制御
- (6) IDECオートメーション(株)
- (7) IDEC CORPORATION
- (8) IDEC CANADA, LTD.
- (9) IDEC Australia Pty.Ltd.
- (10) IDEC Elektrotechnik GmbH
- (11) IDEC Electronics Limited
- (12) 台湾愛徳克股份有限公司
- (13) IDEC HONG KONG CO.,LTD
- (14) 台湾和泉電気股份有限公司
- (15) IDEC IZUMI(H.K.) CO.,LTD
- (16) IDEC IZUMI ASIA PTE LTD.
- (17) 蘇州和泉電気有限公司
- (18) 愛徳克電気貿易(上海)有限公司
- (19) 和泉電気自動化控制(深圳)有限公司
- (20) 和泉電気(北京)有限公司

2. 持分法適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社数 2社
IDEC DATALOGIC(株)
(株)東研
- (2) 持分法適用の関連会社は決算日が連結決算日と異なるため、当該関連会社の事業年度に係わる財務諸表又は仮決算に基づく財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち蘇州和泉電気有限公司、愛徳克電気貿易(上海)有限公司、和泉電気自動化控制(深圳)有限公司及び和泉電気(北京)有限公司の4社の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - (イ) 有価証券
 - その他有価証券
 - ・時価のある有価証券
決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)
 - ・時価のない有価証券
移動平均法による原価法
 - (ロ) たな卸資産
主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
 - (ハ) デリバティブ取引により生ずる債権及び債務
時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

IDEC(株)及び国内連結子会社は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用し、在外連結子会社については、主として定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物	8年～38年
機械装置及び運搬具	2年～17年
工具器具及び備品	2年～15年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12～13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12～16年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(ハ) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(5) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

IDEC(株)及び国内連結子会社は、消費税及び地方消費税の会計処理について税抜方式によっております。

5. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲に関する事項

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なリスクしか負わない短期投資からなっております。

(7) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(会計方針の変更)

1. たな卸資産

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用し、評価基準については、総平均法による低価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。なお、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

2. 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。なお、これにより、期首剰余金が139百万円減少しております。なお、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

3. リース取引に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末における未経過リース料残高又は未経過リース料期末残高相当額を取得価額とし、期首に取得したもものとしてリース資産に計上する方法によっております。なお、これによる損益への影響はありません。

(表示方法の変更)

1. 連結貸借対照表

財務諸表等規則等の一部を改正する内閣政令(平成20年8月7日内閣政令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ3,296百万円、801百万円、2,437百万円であります。